

事 務 連 絡

令和6年3月14日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管課（室） 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
こども家庭庁支援局障害児支援課

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定を踏まえた  
日中一時支援事業等の対応について（周知）

平素より、障害保健福祉行政の推進につきまして、格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律は、障害福祉サービスに係る給付や地域生活支援事業その他の支援を総合的に行うことで、障害者及び障害児が安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的としています。

地域生活支援事業における日中一時支援事業等の実施について、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い、ご留意いただきたい事項を下記のとおりまとめましたので、本人や家族の利用意向を踏まえつつ、障害福祉サービスの活用も視野に入れ、必要な支援を提供していただくようお願いします。

また、各都道府県におかれては、管内市町村への周知徹底についてご配慮いただきますようお願いします。

## 記

- 1 日中一時支援事業について〔生活介護等におけるサービス提供時間ごとの基本報酬の設定等〕
  - 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、生活介護の基本報酬については、サービス提供時間毎に、8時間以上9時間未満まで設定されることに加え、延長支援加算は9時間以上の支援が評価される体系に改定されます。
  - これらの改定により、例えば、これまでは生活介護の営業時間終了後に、日中一時支援事業による預かりニーズへの対応がなされているケース等について、営業時間の延長により、支援ニーズの一部は生活介護での対応が可能になることが考えられます。
  - なお、児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいても、預かりニーズに対応した延長支援加算の改定が行われます。
  
- 2 移動支援事業について〔行動援護における短時間の支援の評価等〕
  - 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、行動援護については、強度行動障害を有する者のニーズに応じた専門的な支援を行うようにするため、短時間の支援を評価するなどの改定が行われます。
  - 都道府県や市町村においては、この報酬改定を踏まえ、移動支援事業の利用者であって、行動援護の対象要件（注）に該当する者については、行動援護により専門的な支援が受けられるようにするとともに、行動援護事業所や行動援護従業者の確保に努めていただくことが必要です。

（注）区分3以上であって、区分の認定調査項目のうち行動関連項目（12項目）等の合計点数が10点以上（障害児にあっては、これに相当する支援の割合）である者
  
- 3 訪問入浴サービスについて〔生活介護等における入浴支援加算の創設〕
  - 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、生活介護の入浴支援については、医療的ケアが必要な者等を評価する加算が創設されます。
  - 入浴ニーズへの支援の評価により、訪問入浴サービスを利用している一部の医療的ケアが必要な者等においては、生活介護事業所において入浴ニーズに対応できるようになることが考えられます。
  - また、今般の改定においては、福祉型強化短期入所サービス費に医療的ケア児者の入浴支援等、日中の支援ニーズに対応するサービス類型を評価する基本報酬を創設しており、今まで以上に入浴ニーズへの対応が可能となることが考えられます。
  - なお、児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいても、医療的ケア児と重症心身障害児に、発達支援とあわせて入浴支援を行った場合に評価する加算が創設されます。